

# 協働環境委員会会議録

令和5年5月22日(月)  
(開会) 10:00  
(閉会) 10:07

## 【 案 件 】

### 1. 議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

#### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○医療保険課長

「議案第42号 専決処分の承認」について、補足説明をします。議案書は26ページをお願いします。この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。公布日が3月31日で、施行が4月1日でしたので、専決処分をさせていただきます。

概要をまとめた資料を用意していますので、こちらの資料で説明します。1、改正の内容についてですが、今回の改正のポイントとしては、高所得者の負担を拡大するとともに、低所得者の負担減を拡大し全体のバランスを取ったものになっております。資料の①賦課限度額の引き上げは、第3条第2項、第3項及び第24条において、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改めるものです。これにより、基礎課税額分の限度額が65万円、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者を含む世帯の限度額が17万円ですので、賦課限度額合計は104万円となります。

資料の2枚目をお願いします。図を用いて今回の改正について説明いたします。国保税につきましては、前年の収入を基に世帯単位で賦課しますが、後期高齢者支援金分では、収入から各種控除を行った所得の2.8%の額、いわゆる所得割、これに均等割8100円、平等割8800円を合計した分になります。今回、この合計した額の限度額を引き上げるものです。

次の資料をお願いします。図の一番左の例ですが、限度額未満の場合は今回の改正には影響はありません。真ん中の例ですが、昨年計算上21万円だった世帯は、限度額が22万円になることから1万円の増額となります。限度額超過世帯が減少するのはこの63世帯となります。一番右の例では、もともと限度額を超過していて今回も超過する世帯ですが、この世帯は2万円の増額となります。

次に、②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大ですが、第24条第2号の5割軽減の対象所得の算定について、28万5千円を29万円に、同条第3号の2割軽減の対象所得の算定について、52万円を53万5千円にそれぞれ改めるものです。

次に、③特例対象被保険者等に係る申告に関する必要書類について、第25条の2の「雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明できる書類」を「雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知」に改めるものです。これは、倒産・解雇などにより離職をされた方の保険税軽減のための申請に必要な書類についての改正となります。

1枚目の資料に戻っていただいて、賦課限度額引き上げの影響額は、限度額超過世帯が63世帯減り、限度超過額が410万9677円減少しています。この金額は、賦課限度額を引き上げたことにより賦課限度額を超過して切り捨てられていた額が減少するというものですので、この額がそのまま賦課税額の増、国保税の増になります。軽減対象範囲の拡大の影響額は、5割軽減の対象世帯が38世帯増え、軽減額が166万1千円の増額、2割軽減の対象世

帯が60世帯増え、軽減額が102万5030円の増額、国保税から見ると減税となります。合わせて268万6030円の税込減となります。この税込減については、一般会計繰入金で補填されることとなります。全体での影響額は、142万3647円の増税となっています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、飯塚市議会会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出いたします。

また、先日の委員会でご案内しましたとおり、本件調査に係る質疑の事前通告を5月23日火曜日、午後5時までとさせていただいておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。